

英国チャリティ委員会のアカウントビリティと 年次報告書

Accountability and Annual Report of The Charity Commission

尾 上 選 哉

1. はじめに

英国（イングランドおよびウェールズ）における民間の公益活動を行う組織いわゆるチャリティ（charity）の所轄庁はチャリティ委員会（the Charity Commission）であり、チャリティの登録のみならずチャリティの登録後の包括的な規制をも担う独立行政機関（non-Ministerial Government Department）¹⁾である。現行の2011年チャリティ法（Charities Act 2011；以下、チャリティ法という）は、チャリティ委員会のこれらの業務遂行にあたって、いかなる大臣または省庁の指揮または統制に服することなく、国王に代わってチャリティ委員会の権限を行使することができる、明確に権限の委譲を定めている（第13条3-4項）。同時にチャリティ法は、チャリティ委員会が委譲された権限をどのように行使したかに係るアカウントビリティを履行することを定めている（附則1・第11条）。

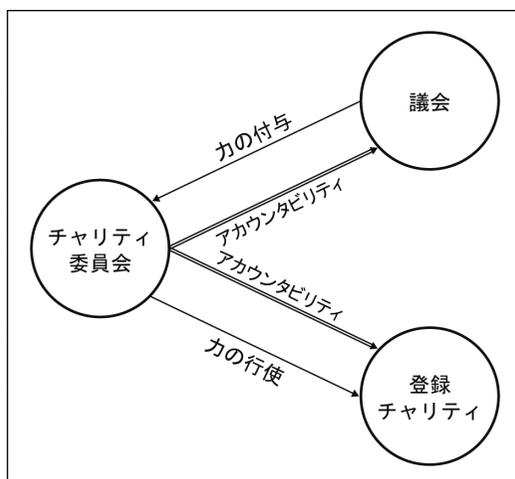
周知のように、日本の公益認定等委員会はチャリティ委員会をモデルとして、2007（平成19）年4月1日に公益認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）に基づき内閣府に設置された審議会（諮問機関）である。公益認定等委員会は、公益性に関する専門的知見を有する合議制の第三者機関であり、「内閣総理大臣の知見を補完し、実態に即した適切な判断を行い、かつ、各省庁の意向に左右されることなく適切に裁量を行使することにより、内閣総理大臣が行う公益認定、監督処分等の客観性、透明性を担保し、この認定制度に対する信頼性を確保しようとする」（新公益法人制度研究会〔2006〕225頁）ものである。

公益認定等委員会は独立して職権を行使することとなっているが（公益認定法第32条）、チャリティ委員会が独立行政法人として主体的に権限を行使するのは異なり、内閣総理大臣より、個別の法人に対する公益認定等の諮問を受け、その審議を行い、答申する諮問機関である。この点で、チャリティ委員会と公益認定等委員会の組織の

¹⁾ 2011年チャリティ法には、チャリティ委員会はその業務の遂行にあたっていかなる大臣または省庁の指揮または統制に服することなく、国王に代わってチャリティ委員会の権限を行使する、とされている（第13条3-4項）。

性格付けは大きく異なり、チャリティ法によって予定されているチャリティ委員会のアカウントビリティを公益認定法上の公益認定等委員会の文脈上で直接議論することはできないが、公益認定等委員会のアカウントビリティを検討する際のインプリケーションを得るためには有益であろう。そこで本稿は、チャリティ委員会のアカウントビリティについて、チャリティ法の予定するアカウントビリティとはいかなるものか、そしてその手段として用いられる年次報告書はいかなるものであるかを考察・検討することとする。

アカウントビリティの定義については様々な見解があるが、ここにアカウントビリティとは「力の付与または力の行使に関して課された責任を果たしたかどうかを説明する責任」をいうこととする（確氷 [2001] 4頁²⁾。この定義に従って、議会、チャリティ委員会および登録チャリティの関係を図示すると次の通りである。



(出典) 確氷 [2001] 5頁をもとに筆者作成。

2. チャリティ委員会のアカウントビリティ

(1) 2011年チャリティ法

チャリティ委員会の目的および職務

チャリティ法は、チャリティ委員会の目的および職務について定めをおいている（第14条～第16条）。まず、チャリティ法はチャリティ委員会の目的を次の5つとして掲げている（第14条）。

²⁾ 確氷 [2001] によれば、アカウントビリティとは「力を与えられた者が、力を与えた者に対して果たさなければならない説明の義務であり、そして力行使した者が、その力の行使によって影響を受ける者に対して果たさなければならない説明の義務」であるとされている（4頁）。

- ① 社会的信用 (the public confidence objective)
チャリティに対する社会の信頼と信用を高めること
- ② パブリック・ベネフィット (the public benefit objective)
パブリック・ベネフィット活動に対する認識と理解を促進すること
- ③ 法令遵守 (the compliance objective)
チャリティの管理・運営におけるチャリティの理事の法令遵守を促進すること
- ④ チャリティ資源 (the charitable resources objective)
チャリティ資源の有効活用を促進すること
- ⑤ アカウンタビリティ (the accountability objective)
チャリティの寄付者、受益者および一般大衆に対するアカウンタビリティを高めること

次いで、チャリティ法はチャリティ委員会の一般的職務 (general functions) として、次の6つを掲げ、権限の及ぶ範囲を定めている (第15条1項)。

- ① 組織がチャリティであるか否かの判断を行うこと
- ② チャリティの運営改善 (better administration) を奨励し、助長すること
- ③ チャリティの運営上の不正行為やずさんな管理を発見、調査し、救済方策または予防策を講じること
- ④ 募金活動の認可証の発行もしくはその継続の判断を行うこと
- ⑤ チャリティ委員会の機能または目的の実行に関わる活動の情報を入手、評価し、発信すること
- ⑥ チャリティ委員会の機能または目的の実行に関わる事項について、政府の大臣に対して情報提供、助言、提言を行うこと

そして、チャリティ委員会は上記の職務遂行にあたっては遵守しなければならないこと (general duties) として、次の6つを掲げている (第16条)。

- ① チャリティ委員会はその職務を果たす際に、合理的に実行可能な限りにおいて、
(a) チャリティ委員会の目的に適った方法で、かつ (b) チャリティ委員会の目的を実行するのに最適と考えられる方法で活動しなければならない。
- ② チャリティ委員会はその職務を果たす際に、合理的に実行可能な限りにおいて、
(a) あらゆる形態のチャリティへの寄付、および (b) チャリティの活動への自発的な参加を促すのに適した方法で活動しなければならない。
- ③ チャリティ委員会はその職務を果たす際に、その資源を最も効率的、効果的、かつ経済的な使用に考慮しなければならない。
- ④ チャリティ委員会はその職務を果たす際に、妥当である限りにおいて、規制上のベスト・プラクティスの原則を考慮しなければならない (規制活動は、規制対

象の規模に見合ったものであること、説明可能であること、一貫性があること、透明性があること、および規制が必要とされるケースだけを対象とする、という原則を含めて)。

- ⑤ チャリティ委員会は、その職務を果たす際に、それが妥当であるケースにおいては、チャリティによる、もしくはまたはチャリティのために新しいアイデアを可能にすることが望ましいことに考慮しなければならない。
- ⑥ チャリティ委員会は、その職務管理において、企業における良いコーポレート・ガバナンスを適用することが妥当であると考えられる時には、そのような一般に妥当と認められた原則を考慮しなければならない。

チャリティ法におけるアカウントビリティの要請

チャリティ委員会は、チャリティ法によって上述の職務が課されており、それらの職務遂行のために必要とされる権限が付与されている。このような権限を有するチャリティ委員会に対して、チャリティ法は同時に職務遂行に係るアカウントビリティの履行を要求している(附則1・第11条)。

チャリティ法附則1は、第11条において、チャリティ委員会の年次報告書の公表を義務づけ、当該年度における下記の内容を含めることを定めている(1項)。

- (a) チャリティ委員会の職務遂行 (discharge of its functions)
- (b) チャリティ委員会の目的が達成された程度—チャリティ委員会の見解
- (c) チャリティ委員会の職務遂行上の遵守事項の執行
- (d) チャリティ委員会の事務の管理

(a) から (c) は、上述のチャリティ法第14条から第16条に対応する内容であり、それらの状況報告をすることが定められているのである。そして、この年次報告書は、議会に提出されることとなっている(2項)。

また、年次報告書の公表にあたって、チャリティ委員会は当該報告書の検討のために公開会議(年次総会)を開催しなければならないことが定められている(第12条1項)。年次総会は当該報告書が公開される日から始まる3カ月以内に開催されなければならない(2項)、年次総会では当該報告書の内容に係る議論が行われ、出席者が質問できるような機会が提供されなければならないとされている(3項)。

チャリティ委員会は、この年次総会の案内がすべての登録チャリティに周知されるように手続きを行う必要があると同時に、当該年次総会の案内は社会一般の人々の注意を最も引くように考えられた方法で行わなければならない(5項)。また、当該案内は総会がいつどこで開催されるかについての詳細、総会の議題、総会がどれだけ時間が掛かるかという予定等を明らかにしたものでなければならないとされている(6項)。さらに上述の内容等に変更がある場合には、適切な変更の案内を登録チャリ

ティや社会一般の人々の注意を最も引くように考えられた方法で行わなければならない（7条）。

このように、チャリティ法はその附則において、チャリティ委員会の目的に対する達成状況や職務遂行状況についての年次報告書の作成を義務づけ、それを議会に提出すべきことを定めている。また、年次報告書を議会に提出するのみならず、チャリティ委員会が所轄している登録チャリティに対して、また社会に対して報告する責任を課しているのである。

(2) チャリティ委員会のガバナンス・フレームワーク

ガバナンス・フレームワークの概要

チャリティ委員会は、チャリティ法によって定められた目的および職務をうまく果たすためには、適切な組織の統治（governance）上の取り決めが適切に配置されている必要があることから、2005年にガバナンスの枠組み（以下、ガバナンス・フレームワークという）を定め、毎年、その見直しを行っている（Charity Commission [n.d.] pars.1.1-1.2）。

チャリティ委員会は公的機関として、卓越したガバナンスに専念し、その決定および行動についての説明責任があり、透明性を保持すべきことを謳っており、ガバナンス・フレームワークの目的はチャリティ委員会におけるガバナンスがどのように働いているかに関する情報が提供されることを確実にするためであるとしている（Charity Commission [n.d.] pars.1.3-1.4）。

ガバナンス・フレームワークの構成は、次のようになっている³⁾。

1. はじめに
2. チャリティ委員会の概要
3. ビジョン、ミッションおよび特徴
4. アカウンタビリティ、公開性および透明性
5. 委員会一構成員、行動規範および会議
6. 委員長の役割
7. 最高執行責任者および上級管理職チームの役割
8. 上級管理職チーム
9. 委員会と上級管理職チームとの関係

ガバナンス・フレームワークの概要

ガバナンス・フレームワークは、第4節「アカウンタビリティ、公開性および透明

³⁾ ガバナンス・フレームワーク全体の検討は、英国におけるチャリティ行政を理解する上で重要であるが、本稿ではアカウンタビリティと直接関連する項目のみを考察する対象としている。

性」においてアカウンタビリティについて定めている。チャリティ委員会はアカウンタビリティについて、議会、社会一般の人々および第一次審判所等の司法機関に対して履行することを定めている（Charity Commission [n.d.] par.4.1）。

チャリティ委員会は、まず第一に議会に対して、次の手段によってアカウンタビリティを履行することとされている。

- ① 財務省によって議会に提出されるチャリティ委員会の年次報告書
- ② 会計検査院（NAO: National Audit Office）⁴⁾ によるチャリティ委員会の決算書の年次監査
- ③ 議会下院の行政特別委員会（PASC: Public Administration Select Committee）⁵⁾ におけるチャリティの規制等に関する年次出席（annual appearance）
- ④ チャリティ委員会の費消資源（使途）の経済性、効率性および有効性にかかる会計検査院による定期的な報告
- ⑤ 議会下院の決算委員会（PAC: Public Accounts Committee）における毎年度の決算審査（examinations）⁶⁾
- ⑥ 議会オンブズマン（Parliamentary Ombudsman）⁷⁾ による苦情処理事案のレビュー

①の年次報告書は、上述のチャリティ法に規定されるアカウンタビリティの履行方法である（年次報告書の詳細については後述）。

②は会計検査院の決算書監査である。チャリティ委員会は会計年度（4月初めから

⁴⁾ 会計検査院は、行政府から独立した機関であり、1866年に設立され、1983年の国家監査法（National Audit Act）によって、現在の名称で呼ばれるようになった。会計検査院は議会下院の附置機関として位置づけられる。会計検査院の目的は、財務監査、業績監査（VFM監査）、議会委員会や各省庁に対する支援を行うことにある。（松浦 [2008] 117頁）。

⁵⁾ 議会下院には、一般委員会（general committees）、特別委員会（select committees）および全院委員会（Committee of the Whole House）があり、特別委員会は調査を行う委員会とされ、政府の行動の監視、省庁の決定の検討、法案提出前の草案の立法前審査等を行うこととなっている。これらの目的のために、特別委員会は証人喚問等を行うことができ、大臣のみならず、公務員に答弁させるも可能となっている（古賀他 [2009] 18頁）。行政特別委員会は、この特別委員会の1つで、市民行政における行政サービスの質や基準を調査すること、および議会および医療サービス・オンブズマンの報告書について詳細に調査することを目的としている。特別委員会の概要については、奥村 [2010] 192頁を参照して頂きたい。

⁶⁾ 決算委員会は議会下院に設けられる特別委員会の1つであり、議会における決算の審議は下院のみで行われている。決算委員会は、会計検査院から提出された決算検査報告その他の検査報告に基づいて、決算委員会が審査を行うとともに改善勧告等を記載した報告書を作成している（河島 [2013] 54-55頁）。英国の決算制度については、片山 [2004] 5-8頁、松浦 [2008] 112-119頁、野澤・日比 [2012] および河島 [2013] 54-57頁を参照して頂きたい。

⁷⁾ 議会オンブズマンは行政上の苦情処理に当たる組織である。正式名称は議会行政コミッショナー（Parliamentary Commissioner for Administration）であるが、一般に議会オンブズマンの通称で呼ばれている。議会オンブズマンについては、河島 [2013] 57-59頁および田中 [2013] 35-65頁を参照して頂きたい。

翌年3月末までの1年間)終了後、決算書を作成し、会計検査院に提出し、検査を受けることとなっている。検査の結果は議会に報告されることとなっており、この検査報告をもとにして、後述⑤の決算審査が行われる。

③は議会下院に設けられている行政特別委員会に出席し、チャリティへの規制や行政サービスの成果等について答弁することである。

④は会計検査委員による業績監査である。業績監査はVFM (Value for Money) 監査とも呼ばれ、支出に見合う価値が創出されたか否か、すなわち行政において公金が賢く使われたか否かの監査である。また3E監査と呼ばれることもあり、公金の用途の経済性 (economy)、効率性 (efficiency) および有効性 (effectiveness) について監査が行われる (国際公会計学会 [2011] 203頁)。

⑤は議会下院に設けられている決算委員会におけるチャリティ委員会の決算の審査である。チャリティ委員会の最高執行責任者は財務省の指名により会計官 (accounting officer) に就くことになっており、決算委員会に出席して答弁や証言を行うこととなっている。

⑥は議会オンブズマンによる苦情処理事案のレビューである。議会オンブズマンは行政上の過誤 (maladministration) により生じた不当な取り扱い (unjustice) を受けた者からの苦情を、下院議員を通じて受け取り、その内容について調査し、報告書を作成することとなっている (河島 [2013] 58-59頁)。

次いで、社会一般の人々に対して、チャリティ委員会の諸活動およびそれらの実施に係る各種ガイドライン、報告書および重要な情報を公表することによって、アカウントビリティを履行することとされている。

そして、チャリティ委員会の権限行使について、第一次審判所 (First-tier Tribunal)、上位審判所 (租税・大法官部) (Upper Tribunal (Tax and Chancery Chamber)) および高等法院 (High Court) の決定を通して、アカウントビリティが履行されることとなっている。

3. 年次報告書

上述のようにチャリティ委員会はその職務の執行状況について、チャリティ法によって年次報告書の作成が義務づけられており、とりわけ議会に対して、年次報告書を通じたアカウントビリティの履行が要請されている。そこで本節では、アカウントビリティの履行手段としてチャリティ委員会が作成する年次報告書⁸⁾を考察するこ

⁸⁾ 本稿では、チャリティ委員会の公表する最新の2014年3月31日に終了する年度にかかる年次報告書を取り上げている。<<https://www.gov.uk/government/publications/charity-commission-annual-report-and-accounts-2013-to-2014>> (2014年12月24日アクセス)

ととする。

(1) 年次報告書の本体

チャリティ委員会の公表している年次報告書の正式名称は、Annual Reports and Accountsであり、その内容は年次報告書の本体部分 (Annual Reports) と決算書 (Accounts) に区分される。年次報告書本体の目次は次の通りであり、総ページ数43頁である (決算書については後述)。

- ① はじめに (Introduction)
- ② 今年度の数字—ハイライト (This year in figures - highlights)
- ③ 登録業務 (Registration)
- ④ チャリティのアカウントビリティ (Holding charities to account)
- ⑤ チャリティの権利の濫用や不始末への取り組み (Tackling abuse and mismanagement in charities)
- ⑥ 法令遵守の促進—オンライン・ガイドラインと警戒情報 (Promoting compliance - online guidance and regulatory alerts)
- ⑦ チャリティの監督業務 (Charity supervision and facilitation)
- ⑧ 国際プログラム (The International Programme)
- ⑨ より良い規制当局への取り組み (Our commitment to better regulation)
- ⑩ 判例上の資料 (Legal Annex)

①は年次報告書の導入部分であり、2つのパートに分かれている (2頁)⁹⁾。最初のパートは、「効果的な規制業務を通じてチャリティを守る (To protect charities through effective regulation)」と題するチャリティ委員会委員長による挨拶であり、年次報告書の内容等の紹介が行われている。次のパートは規制アプローチに関する声明 (statement of regulatory approach) であり、チャリティ法によってチャリティ委員会に定められている目的、職務等 (上述) を明らかにし、それらを達成するためにどのようなアプローチを採っているかの説明を行っている。

②は今年度におけるチャリティ委員会の職務に関連する成果や達成度のハイライトが数字として量的に測定され、報告されている (1頁)。例えば、チャリティ登録の申請数、登録チャリティとしての認可数、Eメールによる相談 (first contact) 件数、チャリティにより重大な事件として報告された件数、期日までに受領したチャリティの年次報告書数、期日までに受領した年次決算書数、業務上の法令遵守にかかる事案の処理数、業務上の許可にかかる事案の処理数などである。ハイライトの他に、4頁

⁹⁾ 括弧内の頁数は、該当セクションの頁数である (以下、同じ)。

にわたって今年度の成果指標が記載されている。特に、外部成果指標（External Performance Indicators (EPIs)）が3つあげられており、それらの達成状況が示されている¹⁰⁾。

③は登録業務についてである（5頁）。チャリティ委員会の主要な職務の1つである登録業務について、申請数（2013/14年：6,661件）および認可数（2013/14年：4,968件）を明らかにするだけでなく、登録業務にかかる方針および懸念事項等も記載されている。またケーススタディとして、チャリティ委員会の取り扱った登録事案等も紹介されている。

④は登録チャリティのアカウントビリティの履行についてである（4頁）。上述のチャリティの申請に対してそれを認可するか否かはチャリティ委員会の主要な職務であるが、それと同等もしくは同等以上に重要な職務が、登録チャリティのアカウントビリティ履行の監督である。登録チャリティは原則、毎年、理事者、活動および収入・支出にかかる様々な情報のチャリティ委員会への報告（annual return）を義務づけられている。チャリティ委員会に報告される年次報告を監督し評価している状況について、また登録チャリティを支援するための種々のツール等の開発について記載されている。

⑤はチャリティにおける権利の濫用や不祥事への取り組みについてである（11頁）。チャリティ委員会の規制のあり方の改善や規制上の相談事項等が記載されている。また様々なケーススタディが紹介されており、それらにケースに対するチャリティ委員会の取り組みを知ることができる。

⑥はチャリティの法令遵守への促進である（5頁）。チャリティ委員会は、チャリティの法令遵守を促進するために、法令遵守に関わる様々なガイドライン等の文書を作成し、オンラインで公開すると同時に、重大な問題を引き起こす可能性があるような事例については、警戒情報（regulatory alerts）を発してチャリティの注意を喚起する試みが行われていることの紹介がなされている。また様々な情報発信が試みられていることを知ることができる。

⑦はチャリティ委員会の監督業務についてである（3頁）。相談業務、またチャリティの活動にかかる許可業務について、ケーススタディを交えながら紹介が行われている。

⑧は国際プログラムについてである（2頁）。国際援助に携わっているチャリティ数は約13,000であり、それらのチャリティの多くは現地のチャリティや非営利組織と

¹⁰⁾ 外部成果指標としてあげられているものは次の通りである。①経済性、効率性および有効性（EPI 1）、②相談等の質（EPI 2）および③チャリティに対する社会の信頼と信用の総合評価（EPI 3）。

協力しながらサービスを提供している。そこで、全世界でそのような活動を行っている英国のチャリティに対する信頼を高めるために、現地の政府などと相互協力の体制を整えたり、ワークショップなどを開催して、チャリティの健全なガバナンスのあり方の啓発を行ったり、英国におけるチャリティの規制の枠組みを紹介したりしている等の記載がある。

⑨は「おわりに」に該当するものであり、より良い規制当局を目指して、チャリティ委員会がどのような取り組みを行っているかが記載されている。

⑩は判例上の資料であり（7頁）、報告年度においてチャリティ委員会に関わった判例が記載されており、それらへの解説が行われている。

(2) 決算書

年次報告書の後半部分は決算書であり、その内容は次の通りである。

- ① 経営者の説明 (Management Commentary)
- ② 持続可能性報告書 (Sustainability Report)
- ③ 報酬報告書 (Remuneration Report)
- ④ 会計官の責任に関する文書 (Statement of Accounting Officer's Responsibilities)
- ⑤ ガバナンスに関する文書 (Governance Statement)
- ⑥ 会計検査院長の検査証および議会下院に対する検査報告書 (The Certificate and Report of the Comptroller and Auditor General to the House of Commons)
- ⑦ 会計書類 (Accounting Schedules) :
 - ◆ 議会歳出決算書 (Statement of Parliamentary Supply)
 - ◆ 包括純支出計算書 (Statement of Comprehensive Net Expenditure)¹¹⁾
 - ◆ 財政状態変動表 (Statement of Financial Position)
 - ◆ キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows)
 - ◆ 納税者持分の変動表 (Statement of Changes in Taxpayers' Equity)
 - ◆ 注記 (Notes to the Accounts)
- ⑧ 用語説明 (Glossary)

①は経営者の説明であり、財務諸表等の財務情報だけでは一般利用者には理解が困難であることから、チャリティ委員会の決算書に付けられる文章形式による決算書の説明である。この説明文書は、財務省によって公表されている財務報告マニュアル (FReM: Financial Reporting Manual) によって規定されている。

②は持続可能性報告書であり、チャリティ委員会は持続可能な発展に寄与すること

¹¹⁾ Statement of Comprehensive Net Expenditure の訳については、東 [2012] 153頁を参考にした。

を謳っており、持続可能性アクション・プランにおいてその目標が定められている。特に、政府機関として、温室効果ガス排出の削減、ゴミおよび水利用の削減の目標が義務づけられている。それらの目標値に対しての達成状況が示されている。

③は2010年憲法改革及び統治法（Constitutional Reform and Governance Act 2010）によって行政サービスにかかる任命人事に関して要求されるチャリティ委員会委員および最高執行責任者の報酬にかかる報告書である。

④は会計官の責任に関する文書である。2000年政府資源・会計法（Government Resources and Accounts Act 2000）の第5条は、チャリティ委員会に決算書を作成することを義務づけており、『政府財務報告マニュアル（Government Financial Reporting Manual）』に準拠して決算書を作成することとなっている。本文書においては、発生主義に基づいて決算書が作成され、真実かつ公正な概観を提供しなければならないことを示しており、最高執行責任者が会計官としてこの任に当たることが述べられている。

⑤は年次のチャリティ委員会のガバナンスに係る報告書である。当該報告書では、ガバナンスが行われている状況の要約、ガバナンスのための統制機構の記述、そのような統制機構によってもたらされる保証の評価および当該年度における統制上の重要な課題が取り扱われている。

⑥は会計検査院院長による検査証と検査報告書である。検査証にはチャリティ委員会が作成した決算書に対する会計検査院の検査に基づく意見表明が行われている。検査報告書は議会下院に対するものである。これらは議会下院の決算委員会の決算審査において不可欠な書類である。

⑦は財務諸表であり、(a) 議会歳出決算書、(b) 包括純支出計算書、(c) 財政状態計算書、(d) キャッシュ・フロー計算書、(e) 納税者持分変動計算書および (f) 注記となっている。基本的に、国際財務報告基準（IFRS: International Financial Reporting Standards）に基づいて作成されることとなっているが、(a) 議会歳出決算書および当該計算書に係る注記は政府財務報告マニュアルの要求に基づいて作成されている。

4. むすびにかえて

以上、本稿ではアカウンタビリティを「力の付与または力の行使に関して課された責任を果たしたかどうかを説明する責任」（碓氷 [2001] 4頁）と捉え、英国のチャリティ委員会のアカウンタビリティについて考察・検討を行った。チャリティ委員会は、チャリティ法によって与えられた権限について、その権限を与えた議会に対して果たさなければならない説明の義務、またその権限の行使により影響を受ける登録チャリティや社会一般の人々に対して果たさなければならない説明の義務を負ってい

ることを、チャリティ法およびチャリティ委員会のガバナンス・フレームワークから明らかにした。また、アカウントビリティの履行すなわち説明の義務を果たすための第1の手段として予定されている年次報告書を考察し、その概要を明らかにした。本稿では紙幅の都合上、年次報告書についての詳細な検討、例えばチャリティ委員会の成果報告や成果指標、決算書における経営者の説明や会計書類（財務諸表）のあり方などは行っていない。別稿に譲りたい。

<引用文献リスト>

Charity Commission [n.d.] *Governance Framework*.

<<http://forms.charitycommission.gov.uk/about-the-commission/our-status/governance-framework/>> (2014年12月22日アクセス)

_____ [2014] *Annual report and accounts 2013/2014*.

<<https://www.gov.uk/government/publications/charity-commission-annual-report-and-accounts-2013-to-2014>> (2014年12月26日アクセス)

東信男 [2012] 「イギリスにおける発生主義財務情報の活用状況—政策評価に焦点を当てて—」『会計検査研究』46号、151-165頁。

確氷悟史 [2001] 『アカウントビリティ入門』中央経済社。

奥村牧人 [2010] 「英国下院の省別特別委員会」『レファレンス』718号、191-209頁。

片山信子 [2004] 「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査委員と決算審議」『調査等情報—Issue Brief—』434号、1-14頁。

河島太郎 [2013] 「イギリス議会における行政監視」『外国の立法』255号、42-67頁。

古賀豪・奥村牧人・那須俊貴 [2009] 『主要国の議会制度』国立国会図書館調査及び立法考査局。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2010/200901b.pdf>> (2014年12月24日アクセス)

国際公会計学会監修 [2011] 『公会計小辞典』ぎょうせい。

新公益法人制度研究会編 [2006] 『一問一答 公益法人関連三法』商事法務。

田中嘉彦 [2013] 「英国のオンブズマン制度—権限委譲による制度的進展と改革論—」『レファレンス』751号、35-65頁。

野澤大介・日比規雄 [2012] 「英国、フランス及びドイツにおける決算審査等の実情—海外派遣報告—」『立法と調査』335号、45-64頁。

松浦茂 [2008] 「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688号、111-129頁。

(謝辞) 本研究は、JSPS 科研費（基盤研究（C））24530573 および 26380640 の助成を受けたものである。

(おのえ えりや・大原大学院大学 会計研究科准教授)